

## 広報媒体制作におけるクリエイターマッチング等業務

神戸市 市長室広報戦略部

## | 委託業務の名称

広報媒体制作におけるクリエイターマッチング等業務

## | 業務目的

本市では、広報媒体のデザイン性向上を図るため、様々なデザイナーと連携し、「伝わる」広報媒体の制作を進めようとしています。その連携を強化するため、専門的なスキル・知識を持つ様々な人材（副業人材や市内クリエイターなど）に対して、媒体制作の機会を積極的に創出することやその効果をより確かなものとするためのディレクション等をオンラインだけでなく実際の場を通して実現していくことを業務の目的とします。

## | 委託期間

2024年4月1日から2025年3月31日まで

## | 業務内容

### 1. [ローカル型] 市内クリエイター等とのマッチング・ディレクション業務

市内クリエイターを中心に、主に対面で広報媒体制作に向けてのマッチングやディレクションを、受託者が作成する別紙「業務一覧・単価表」に基づき、後述する委託上限額の範囲内で、神戸市からの制作依頼に対し、以下に記載する業務を行う。

なお、1案件ごとの単価については、「業務一覧・単価表」を参考に、業務内容によって本市と受託者で都度決めることとする。

| 制作の対象となる分野 |

- ① くらし・まちづくり・手続き
- ② 子育て・教育
- ③ 健康・医療・福祉
- ④ 安全・防災
- ⑤ 観光・文化・産業

#### 1) 人材のマッチング業務

本市が依頼する制作・発信内容毎に制作媒体選定や発信方法について、必要に応じて本市と受託者で意見交換を行い、ネットワークや会員等を活用して、受託者のディレクションのもとに各業務を適性に進められる人材（市内に拠点を置く、または拠点を置くことを考えているクリエイター（以下、市内クリエイター等））を本市に紹介する。また、新たなクリエイターの活用につながるための広報等の業務を実施する。

## 2) ディレクション業務（コーディネート業務）

ターゲットに効果的に「伝わる」広報の実現に向けて、神戸市担当課の課題を明確化し、その解決に向けたコンセプトを定め、受託者が選定するクリエイターと媒体制作を行う。また、他の施策との連携した発信など、市全体を通じた効果的な広報媒体の企画など、より訴求力のある媒体に寄与するなど、必要なディレクションを行う。

## 3) 制作進行管理業務

受託者の責任において、本市が示す納期や依頼内容に基づく制作進行を管理する。

## 4) 市内クリエイター等への支払業務

神戸市の発注に対して履行確認のうえ、報酬等を市内クリエイター等に支払うこと。

## 5) 協議、打ち合わせ等

業務の遂行にあたっては、本市と協議及び調整のうえ、実施すること。また、本市が必要とした場合、業務に関する打ち合わせを随時行うこと。

## 2. [グローバル型] 様々なクリエイター（副業・フリーランス）のマッチング業務

神戸市の広報業務に関心のある全国各地の専門的スキルを持った様々な人材（副業人材やフリーランス（以下「副業人材等」）に、主に遠隔（オンライン）でのマッチングを、受託者が作成する別紙「業務一覧・単価表」に基づき、後述する委託上限額の範囲内で、神戸市からの制作依頼に対し、以下に記載する業務を行う。

### 1) 人材のマッチング業務

受託者の会員情報等を活用して、各業務に適性のある人材を本市に紹介すること。

### 2) 人材募集の掲載

受託者のサイト上で、本市人材の募集を神戸市内に限らず全国的に広く実施。

人材の選定については、1次審査を実施し、最終的な選定については、神戸市が面談（WEB可）する場を設けること。

### 3) 特設ページの作成・掲載、募集に関する広報

募集に関する特設ページを開設。市の目的や募集する人材像等を掲載し、広く様々な人材を獲得できるようにすること。



※ 委託上限額を超えて依頼を行う場合は、委託上限額の変更を行う

## I 実施体制

---

本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。また、業務全体を統率する統括責任者及び進行管理者を各1名おくこと。

## I 留意点

---

### 1) 秘密の遵守

受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。ただし、委託者の了承を得たうえで関係者に情報提供を行うことはできる。

### 2) 再委託

この業務は、受託者が自ら実施するものとする。ただし、副業人材へは、事前に委託者の承認を得て再委託することができる。再委託時も本仕様書「留意点」を適用する。

### 3) 著作権の帰属

この契約により作成される成果物の著作権は以下に定めるところによる。

- ① 成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は発注者である神戸市に無償で譲渡することを原則とする。特定のイラストレーターの作品を使用する等、成果物の著作権を神戸市に譲渡できないことが想定される場合は、制作前に神戸市と協議を行うこと。また、著作権を神戸市に譲渡できない内容を含む成果物については、成果物の適切な管理のため、納品時に著作権の所在や取り扱い等を記載した書類を合わせて提出すること。
- ② 受託者は、神戸市の事前の回答を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。

### 4) 第三者の権利侵害

受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。

### 5) 記載外事項

本仕様書に定めのない事項または本仕様書について疑義の生じた事項については本市と受託

者とが協議して定めるものとする。